

平成 22 年度 第 2 回浦安市学校給食センター運営委員会会議議事録

- 1 . 開催日時 平成 22 年 8 月 30 日 (月) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 30 分
- 2 . 開催場所 浦安市文化会館 3 階中会議室
- 3 . 出席者
 - (委 員) 森会長、高岡委員、進藤委員、田附委員、雑賀委員、花田委員、
畑中委員、渡邊委員、山崎委員、増永委員
 - (事務局) 細田教育総務部長、長野教育総務部次長、
高橋教育総務部次長、尾頭主幹 (保健体育安全課)
木村所長 (東野給食センター)、吉田所長 (千鳥給食センター)、
前田副主幹、春田副主査、宇都木栄養士
- 4 . 会議次第
 - (1) 学校給食に伴う緊急対応マニュアル (案) について
 - (2) その他

次第 (1) 学校給食に伴う緊急対応マニュアル (案) について、事務局より資料に基づき説明を行ない、委員より質疑、意見をいただいた。

質疑・意見の主な内容は次のとおり。

< 食中毒への対応 >

委 員 : 薬の処方の関係から、初動体勢基本図の中等に、緊急対応マニュアルに、教育委員会から薬剤師会への連絡も入れてほしい。

事務局 : 連絡体制は、保護者、学校医、病院となっていて、その他、薬剤師会への連絡ということだが、これは、薬剤師会への連絡か、薬剤師さんに連絡するかで、書き方が違って来る。

委 員 : 病院への連絡は入るようになっているが、医師会には連絡は行かないのか。

事務局 : 医師会への連絡は入れてない。

委 員 : 感染症の事例があるので、薬剤師会も緊急対応マニュアルの中に入れてほしい。

事務局 : 全体を確認し位置付けしていきたい。

委 員 : 基本的な対応の中では給食センターと保健所が連絡を取るようになっているのだが、図の中に、給食センターから保健所への連絡体制が書かれてないが、どうしてか。

事務局 : 教育委員会の中に、学校給食危機管理対策本部が設置されて、その中で所長が同席しながら保健所への連絡を取って行くことになる。

委 員 : 図の中には記載されてないが、対策本部からの連絡ということで、給食センターと保健所とのルートは取れているということか

事務局：対策本部に給食センター職員も入り、保健所とのやり取りをしなくてはならないと考えている。

委員：食中毒が発生し給食が中止になった場合、その日の子どもたちの給食はどうなるのか。

事務局：学校に直接配送された、御飯、牛乳は問題ないので食べてもらうが、給食センターで作った給食については、保健所の指示によるが、出せなくなると考えている。

委員：給食センターが配送した給食での食中毒は、症状が出てからのものではないか。

事務局：朝、複数の学校から食中毒の症状が報告された場合、給食が原因の可能性が考えられることから、当日の給食を提供することは難しい。

委員：原因が分からない時に、給食をやめるかやめないかの指示は、保健所では出せないなので、給食を出しているところの判断になる。

事務局：給食センターとしては、保健所の指示に従うこととするが、保健所が、給食センターで判断ということであれば対策本部で判断をしていきたいと考えている。

委員：給食をやめた場合子どもの給食はどうなるのか。

事務局：学校へ直接配送している御飯もしくはパンおよび牛乳を食すことになる。御飯の時に間に合えば、ふりかけや佃煮を出すことも考えられるが、時間的な問題がある。

委員：検食の時に発見した場合は、ごはんと牛乳を食べるということだったが、食中毒が発生し何日間か営業停止となれば、毎日御飯と牛乳だけになるのか。

事務局：給食停止後は、各家庭へ通知をして、お弁当の持参をお願いすることになる。

委員：パン、牛乳を含めすべてがストップするのか。

事務局：基本的には弁当を持参し、その他出せるものについては、その都度検討しながら対応することになる。

牛乳はすぐに中止できない状況もあるので、配送される2~3日後までは出せるようになる。

< 異物混入について >

委員：危険物、非危険物の分け方だが、ここに載ってないものについてはどうするのか。以前、他市でごはんの下に赤い混入物があり、それはなにかの血液だったが、血液でも危険である。それが、危険なのか非危険なのかの判定はしきれないと思うが、どこで判断するのか。

委員：異物混入の場合、カッターのようなものから髪の毛1本にいたるまで異物の内容や、量によっても違って来る。また、学校配送前の給食センター側で入った場合と配送後の教室で入った場合でも対応が違って来る。

委員：異物を発見した時点ですでに、食べている場合がある。一齐に「いただきます」をすればいいのだが、時間差がでてくる。

事務局：マニュアルは、今までの異物混入の例を参考に、大きく分類分けをしたものである。金属片・ガラス片等と、虫、毛髪、プラスチック、ビニール片等に分けた。異物混入には、危険物かどうかは、細かく書き表せない部分もあるので、その場合は、給食センターと学校で調整が必要だと考える。

また、想定外の異物混入は、危険物かどうかは不明である。検査センターへ現物を送っても2週間くらいはかかってしまうため、その場の判断が必要になってくるので、安全策をとるならすべて中止になる。

各学校長は、金属片や針などは判断できるが、健康に特に影響を与えないものについては判断に迷うであろう。

委員：異物混入の報告は給食センターに入るのか。

事務局：そうです。実際には給食が終わった時点で、学校から給食主任を通して連絡が入るケースが多く、その場合は、ほとんど人体に影響を及ぼすような危険物ではなく、毛髪等の連絡である。その後、その現物が戻ってくるので確認し、場合によっては検査センターに依頼し調査している。

委員：でもそれが危険な物であったら、その場合の対応も考えていかなければならないのではないか。

事務局：いままでの異物混入例から、いまのようなケースは、想定しなかったことである。今までの給食センターの運営例にもなかった。実際にあった場合、発見の時点で、分類ができない場合についてどうするかという問題については、付け加え、危険物に準じた対応でいくべきだろう。マニュアルなので、すべてのケースは載せられないが、判断がつかない場合も載せておいたほうがいいと考える。

委員：8ページ9ページの「学校版チェックリスト」と「センター版チェックリスト」は実際に使えるものでないという意味がないのではないか。センターは日常点検で、かなり細かくチェックしている上に、またこのチェックリストをやるとなると、実際に使いやすいチェックリストとは、少し違うのではないか。

事務局：チェックリストは、各学校に配布し、校長先生、教頭先生から各職員に周知し、コピーをして各担任の先生に日常的なチェックに使ってほしいと考えている。

委員：学校版チェックリストに、「埃、塵、虫等の飛来防止のために、窓、出入り口の管理はできているか」とあるが、具体的にはどうしたらいいのか

事務局：異物混入については、給食センターや学校で、外から入ってくるケースも、考えられるので、学校の場合、外からの異物混入を少しでも減らしていくための、注意喚起を促がすためにリスト項目を設定している。

委員：配膳の場所を清潔にするということか。

事務局：そういうことです。

委員：チェックリストの内容は日常点検で本当に必要なものを入れて分かりやすいものにしてほしい。

事務局：チェックリストが、注意を喚起するためのものにするか検討したい。
注意喚起の役割を掲載していくために、再度検討していく。

< その他への対応 >

事務局：基本的に1～4については学校でも給食センターでも起きるもの、5～7については、基本的には給食センターで起きるものと考えている。

委員：連絡体制も必要だが、重症の中毒を起こした子どもに対するケアについても、ふれてほしい。

事務局：現在、この緊急対応マニュアルは、(案)の段階なので、今後校長会からの意見もふまえ、最終的にまとめるので、いただいた意見も含め検討したい。

事務局：最終ページの、その他の各関係機関連絡先についても、正式名称など精査する。

(2) その他

事務局：今後、その他気付いた点や意見があれば、今週中まで受けたい。

書式は、状況報告書、異物混入報告書についてあらためて正式な書式を添付します。

傍聴人 なし